諮問番号：令和２年度諮問第 ４ 号

答申番号：令和２年度答申第１６号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３０年３月１６日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

平成３０年２月１５日付けで、審査請求人の母（以下「母」という。）の未支給年金（以下「本件年金」という。）を、母の口座より受け取ったという経緯があり、受け取った日以前である、母が病院で他界した平成３０年１月２９日を資力発生日として、保護費を返還しなければならないことについて納得がいかない。

また、保護費の返還については、ローンでの返還を要請する。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）未支給年金については、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第３７条のとおり、年金の受給権者の死亡当時、その者と生計を同じくしていた配偶者、子等の遺族の固有の権利として、死亡時点で未支給年金の受給権は発生するものとされているため、母の資力であった本件年金は、母の死亡日である平成３０年１月２９日に発生した審査請求人の資力であり、法第６３条に基づく返還の対象とした処分庁の判断は妥当なものであると認められる。

したがって、本件年金は、審査請求人が最低限度の生活の維持のために活用すべき収入であり、母の死亡日以降は「資力がありながら保護を受けた」ことに該当するものとして行った本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

なお、審査請求人は、本件処分に関して分割による返還を要請しているが、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）に基づく審査請求は、処分庁の行為によって権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められている処分を対象とするものであることから、当審査の判断外事項である。

（２）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和２年６月　４日　諮問書の受領

令和２年６月　５日　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：６月１９日

口頭意見陳述申立期限：６月１９日

令和２年６月１０日　審査請求人からの主張書面等（６月６日付け）及び口頭意見陳述申立書（６月６日付け）の受領

令和２年６月１８日　第１回審議

令和２年７月　３日　口頭意見陳述の実施及び第２回審議

令和２年７月２８日　第３回審議

　令和２年８月２０日　第４回審議

　令和２年９月１０日　第５回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第１項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条により、「（前略）この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第６３条は、「費用返還義務」について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

（３）厚生年金保険法第３７条第１項は、「保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。」と定めている。

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２９年６月２１日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、母と同一世帯での法による保護を開始した。

（２）平成３０年１月２９日に母が死亡した。

（３）平成３０年２月１５日に、母の普通預金口座に、本件年金１４８，０８４円が振り込まれた。

（４）平成３０年２月１６日付けで、審査請求人が処分庁に提出した収入申告書には、「３　仕送り、養育費、財産収入（生命保険等の給付金・解約返戻金）、その他の私的収入、借入金等」の「内容」の欄に「母〇〇の年金」と、「金額（月額又は年額）」の欄に「１４８，０８４円」と記載がある。

（５）平成３０年３月１６日付けで、処分庁は、審査請求人が本件年金を受給したため、資力の発生日である平成３０年１月２９日以降に審査請求人に支給した保護費のうち、１４８，０８４円について、「資力がありながら保護を受けた」として法第６３条に基づき返還を求める本件処分を行った。

（６）平成３０年４月１０日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

３　判断

（１）審査請求人は、本件年金の資力の発生日について、実際に本件年金が口座に振り込まれた平成３０年２月１５日以前である、母が死亡した平成３０年１月２９日とされることが不服であると主張する。

本件年金は、年金の支給が後払いであるために、平成３０年１月２９日の母の死亡後に未払いとなっていた、平成２９年１２月分及び平成３０年１月分の母に係る未支給年金である。前記２（３）のとおり、審査請求人が現実にその支払を受けたのは平成３０年２月１５日であるが、このような未支給年金については、前記１（３）のとおり、母と生計を同じくしていた審査請求人が固有の権利として請求するものであり、法の解釈運用では、受給権者である母の死亡時点（平成３０年１月２９日）において、本件年金の請求権が審査請求人に発生するものとされている。

よって、本件年金は、母の死亡日である平成３０年１月２９日に発生した審査請求人の資力であると認められるので、母の死亡日以降に受給した保護費について、前記１（２）に基づき、「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するとして、本件処分を行った処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。

（２）なお、審査請求人は、本件処分に関して分割による返還を要請しているが、本件においてこの点は、処分庁と審査請求人の間で別途協議されるべき事項である。

（３）以上のとおり、本件処分は、法令等の定めに従って行われたものであるので、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　船戸　貴美子

委員　　　　　前田　雅子